

# 地方機関見直し検討報告書

## 目次

新しい地方機関のあり方 .....	1
再編整備案	
（１）県民センターの設置 ～ 総務事務所の再編 ～ .....	3
（２）健康福祉センターの再編 .....	5
（３）農林振興センターの再編 .....	7
（４）土木建築事務所の再編 .....	9
（５）再編の実施時期（再掲） .....	11
別冊 庁舎位置及び所管区域の図面	

平成 16 年 3 月 10 日  
地方機関見直し検討委員会

## 新しい地方機関のあり方

### 都道府県のあり方

全国で市町村合併が進められている中、都道府県のあり方についての議論が始まっている。今後の本県の役割を考えると、地方自治法に定められている広域的機能、連絡調整機能、補完機能が今後とも前提となるものの、補完機能は市町村の規模・能力の拡大に伴い一般的に縮小し、広域的機能は今後さらに重要になると考えられる。このような県に求められている役割・機能の変化に対応して、執行体制の再編が必要となる。

### 組織・人員簡素化の要請

また、地方税財政についても三位一体の改革の具体化が進められ、地方の自立が強く求められている。本県の財政状況においては、構造的な収支不足に加えて、景気低迷の影響による県税収入の落ち込み、さらには三位一体改革のうち財源保障機能を持つ地方交付税の縮小が急激に進められたことにより、まさに危機的な状況にある。このため、県の組織・人員のスリム化が早急の課題となっている。

### これからの地方機関のあり方

県の組織については、平成15年4月に政策形成能力を高める方向で本庁機構の再編を行った。一方、主な地方機関の組織の変遷を見れば(右表参照)、昭和47年度からの総合事務所時代に概ね現在の配置・所管区域として以来30年余、基本的に変更していない。その間、県民の生活は交通網の整備・高速通信網の整備などにより生活圏が拡大し、市町村においては権限移譲・合併などにより機能が拡大するなど、大きく状況変化が起こっている。地方機関の機能・体制は、本庁と市町村の間であってその役割分担を明確にし、県民の生活圏拡大に効率的に対応させるため、見直しの時期に来ている。

これからの新しい地方機関は、県民の利便性と業務の現場性に配慮しつつ、本庁と地方機関との業務重複を省き、県が真に地方機関で行うべき機能を整理して、簡素な体制に再編する。

**【参考：主な地方機関組織の変遷】**

昭和22～30年度

・ 地方事務所 9 + 隠岐支庁 1
八束、能義、大仁、飯石、簸川、 邇安、邑智、那賀、美鹿

・ 保健所 1 0

・ 土木(建築)事務所 1 1

昭和31～47年度

- ・ 県税事務所 7 + 隠岐支庁 1
- ・ 福祉事務所 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 経済事務所 6 + 隠岐支庁 1  
後に名称は農林事務所

・ 農業改良普及所 2 9

昭和38年度に12に集約

昭和47～51年度

・ 総合事務所 6 + 隠岐支庁 1
松江、木次、出雲、川本、浜田、 益田

昭和52～平成15年度

- ・ 総務事務所 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 福祉事務所 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 農林事務所 6 + 隠岐支庁 1

平成6年度に統合、健康福祉センター、  
農林振興センターを設置

平成16年度

- ・ 総務事務所 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 健康福祉センター 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 農林振興センター 6 + 隠岐支庁 1
- ・ 土木建築事務所 6 + 隠岐支庁 1

平成16年度に7に集約(4事務所の事業所化)

## 再編整備案

この再編整備案は、いわゆる地域所管型地方機関を検討対象とした。そのうち隠岐支庁については、機能面では本土地域と同様に検討を行ったが、組織面では離島という地理的条件等に鑑み現行の支庁を存続することが適当と判断した。水産事務所、浜田商工労政事務所についても機能面での検討を行ったが、組織としては現行事務所の所在地・所管区域の変更の必要性なしと判断し、ここでは触れていない。

再編整備の期間は、改革の効果を早期に発現するため、平成17～19年の3カ年とした。この期間中に実施に向けた具体案を示すことができなかった事項について、検討課題として整理した。

なお、いわゆる目的別地方機関については新行政システム推進計画において別途検討しており、また、教育事務所については教育庁で別途検討が行われている。

### 1. 県民センターの設置 ～総務事務所の再編～

#### (1) 見直しの方向

現在の総務事務所は、県税、地域振興、及び出納など他機関に属さない業務などを行っている。本庁との役割分担を整理し、本庁の機能強化に合わせ効率性・効果性などの観点から総務事務所の機能を改編集約し、県東部と県西部の2カ所に県民センターを設置する。その所管する事務のうち県民の利便性に配慮が必要なものについては、圏域単位に事務所を配置して行う。

地域振興機能について、従来どおり市町村とのパートナーシップを発揮するため存置する。ただし、東部については本庁強化に合わせ廃止する。

県税部門の機能強化及び効率化を図るため、課税機能を集中化する。納税機能は、県民の利便性を考慮し、従来の圏域単位に置く。

内部管理部門の簡素化を図るため、県民センター及び事務所において圏域内の地方機関の庶務(給与・旅費・福利厚生・物品管理・施設管理・宿舍管理、等)及び出納業務を集中して行う。

県央圏域の事務所所在地について、圏域における業務件数の分布などを勘案して、大田市とする。

(2)機能、配置場所、所管区域

組織名称は全て仮称、所在地は現行市町村名

<b>隠岐支庁県民局</b>	
—	県税(納税)
—	地域振興
—	防災・選挙・旅券・情報公開
—	隠岐圏域地方機関の庶務・出納業務

<b>東部県民センター【松江市】</b>	
—	県税(隠岐を含む県東部の課税・松江圏域の納税)
—	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和(松江圏域のみ)
—	松江圏域地方機関の庶務・出納業務
—	<b>雲南事務所【木次町】</b>
	納税
	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和
	雲南圏域地方機関の庶務・出納業務
—	<b>出雲事務所【出雲市】</b>
	納税
	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和
	出雲圏域地方機関の庶務・出納業務

<b>西部県民センター【浜田市】</b>	
—	県税(県西部の課税・浜田圏域の納税)
—	地域振興
—	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和(浜田圏域のみ)
—	浜田圏域地方機関の庶務・出納業務
—	<b>県央事務所【大田市】</b>
	納税
	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和
	県央圏域地方機関の庶務・出納業務
—	<b>益田事務所【益田市】</b>
	納税
	防災・選挙・旅券・情報公開・人権同和
	益田圏域地方機関の庶務・出納業務

(3)実施時期 平成18年4月1日

## 2. 健康福祉センターの再編

### (1) 見直しの方向

現在の健康福祉センターは、福祉事務所機能と保健所機能を一体的に実施している。このうち福祉事務所について、市町村への権限移譲の進展や、市町村合併により市の福祉事務所所管区域が拡大することにより、生活保護など県が分担する現業的業務は大幅に縮小する。このため、県所管として残る町村部の現業的業務は隠岐及び県東部と県西部の3ヵ所に集約して行う。

保健所については、保健衛生、環境保全など県民に身近で迅速な行政サービスを求められる機能があり、法令により二次医療圏単位に1ヵ所は置くこととされているため、機能を整理したうえで当面7ヵ所存置する。

上記により、地方機関における保健・福祉のセンター機能が実質的に消失するため、「健康福祉センター」の名称は廃止する。

検討課題として、町村への福祉事務所設置の働きかけ(県福祉事務所の廃止)、保健所業務のさらなる見直しを検討する。

県福祉事務所の市町村調整・指導業務、監査、介護事業者指導、母子寡婦福祉資金、児童扶養手当業務、高齢者福祉、障害者福祉は、本庁を機能強化して集約する。

これまで健康福祉センターで行ってきた保健・福祉・医療の一体的推進については、今後本庁に新たな組織体制を整備し、これまでの成果を継承発展させて行う。

町村分生活保護業務については、隠岐郡は隠岐福祉事務所で行い、東出雲町・仁多郡・飯南町・斐川町分は東部福祉事務所を設置して行い、邑智郡・鹿足郡分は西部福祉事務所を設置して行う。

町村分母子業務について、県民の利便性を考慮して各圏域単位で行う。

現在福祉事務所で行っている女性相談業務は、女性相談センターに移管し、県民の利便性を考慮して各圏域単位で相談を行う。

保健所業務のうち、地域保健等の業務については市町村との役割分担を整理し、広域的調整業務等は本庁へ集約する。

保健所支所(能義、黒木)は、業務体制の見直しを行い、本所に統合する。

なお、県央圏域については、圏域における業務件数の分布などを勘案して、大田に統合する。

(2)機能、配置場所、所管区域

組織名称は全て仮称、所在地は現行市町村名

<b>隠岐支庁健康福祉局（隠岐福祉事務所・隠岐保健所）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 医事難病</li> <li>— 地域保健・精神保健</li> <li>— 衛生指導</li> <li>— 環境保全</li> <li>— 生活保護</li> <li>— 母子相談等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>} 保健</li> <li>} 福祉</li> </ul>
<b>松江保健所【松江市】</b>	母子相談
<b>雲南保健所【木次町】</b>	<b>東部福祉事務所</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 医事難病</li> <li>— 地域保健・精神保健</li> <li>— 衛生指導</li> <li>— 環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 生活保護等 (東出雲町、仁多郡、頓原町・赤来町、斐川町分)</li> <li>— 母子相談</li> </ul>
<b>出雲保健所【出雲市】</b>	母子相談
<b>浜田保健所【浜田市】</b>	<b>西部福祉事務所</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 医事難病</li> <li>— 地域保健・精神保健</li> <li>— 衛生指導</li> <li>— 環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 生活保護等 (邑智郡、鹿足郡分)</li> </ul>
<b>県央保健所【大田市】</b>	母子相談
<b>益田保健所【益田市】</b>	母子相談

(3)実施時期 平成17年4月1日

### 3. 農林振興センターの再編

#### (1) 見直しの方向

現在の農林振興センターは、農業・畜産業・林業の各分野を所掌し、機能として振興業務(振興計画・奨励事業・許認可)、農業・林業普及、農業・林業土木などにより、総合的に事業が実施されている。

このうち振興業務について、本庁・市町村との重複的な事務を整理したうえでなお地方機関で実施すべき業務について県東部と県西部に集約し、この2カ所にセンターを配置する。

農業・林業普及および農業・林業土木について、現場性が高い業務であるため、圏域単位に現場事業所として農林事業所を配置して行う。なお、農業・林業土木は再編期間中さらに事業量減少が見込まれる場合は、6以下に統合するよう柔軟に見直す。

検討課題として、林業部門について計画と事業の一体化を図るため、事業所の4流域単位への統合を検討する。また、公共事業部門(農業土木・林業土木・水産事務所の漁港)について、事業量縮小の動向に応じて土木建築事務所との統合再編を検討する。

農業普及について、根拠法令が改正される予定であり、改正の趣旨を踏まえて、高度技術支援スペシャリストと地域農業支援アドバイザーに分化させる。活動拠点として試験場にスペシャリストを配置し、農林振興センター農林事業所単位にアドバイザーを配置する。

農林振興センターに配置する農業普及については、まず法改正の時期に合わせて平成17年度に現在の地域農業普及部を縮小(安来、大田)、または統合(仁多、掛合、津和野)する。その後平成19年度に農林振興センター農林事業所単位に集約して再配置する。(右表のとおり)



(2)機能、配置場所、所管区域

組織名称は全て仮称、所在地は現行市町村名

**隠岐支庁農林局**

**東部農林振興センター**

**【松江市】**

- 農業・林業振興業務(地方機関で実施すべき調整機能を含む)
- 農業普及、土木(松江圏域のみ)
- 林業普及、土木(松江圏域のみ)
- **雲南農林事業所** **【木次町】**
  - 農業普及、土木
  - 林業普及、土木
- **出雲農林事業所** **【出雲市】**
  - 農業普及、土木
  - 林業普及、土木
- **松江家畜保健衛生所**(松江・隠岐圏域) **【東出雲町】**
- **出雲家畜保健衛生所**(出雲・雲南圏域) **【出雲市】**

**西部農林振興センター**

**【浜田市】**

- 農業・林業振興業務(地方機関で実施すべき調整機能を含む)
- 農業普及、土木(浜田圏域のみ)
- 林業普及、土木(浜田圏域のみ)
- **県央農林事業所** **【川本町】**
  - 農業普及、土木
  - 林業普及、土木
- **益田農林事業所** **【益田市】**
  - 農業普及、土木
  - 林業普及、土木
- **江津家畜保健衛生所**(浜田・県央圏域) **【江津市】**
- **益田家畜保健衛生所**(益田圏域) **【益田市】**

(3)実施時期

地域農業普及部の縮小・統合  
それ以外

平成17年4月1日  
平成19年4月1日

## 4. 土木建築事務所の再編

### (1) 見直しの方向

土木建築事務所は、公共事業の施工、公共施設の維持管理など、県事業の現地執行機関としての機能が中心であり、企画調整的な機能は本庁で行っている。

工務、用地、維持管理の各部門は、業務の現場性が高く、また占用許可など県民の利便性に配慮が必要なため、現在の7事務所4事業所体制で実施する。なお、再編期間中のさらなる事業量減少の状況に応じては、事務所(事業所)間の分担の見直しや10以下の組織への統合など柔軟に見直す。

建築部門について、市町村合併により建築確認事務を行う市の区域が拡大し県の業務量が減少することに伴い、雲南市が建築確認事務を新たに実施することを前提として現在の7事務所を統合し、6事務所体制で実施する。

検討課題として、事業量縮小の動向に応じて、農林振興センター及び水産事務所の公共事業部門との統合を検討する。

出張所(頓原、匹見、六日市)について、業務体制の見直しを行い、本所に統合する。

木次土木建築事務所の建築部門について、出雲土木建築事務所に統合する。

(2)機能・組織形態

組織名称は全て仮称、所在地は現行市町村名

<b>隠岐支庁土木建築局</b>
— 工務・用地
— 維持管理
— 建築
— 島前事業部

<b>松江土木建築事務所 【松江市】</b>
— 工務・用地(安来市・能義郡を除く松江圏域)
— 維持管理(安来市・能義郡を除く松江圏域)
— 建築
— <b>広瀬土木事業所 【広瀬町】</b>

<b>木次土木事務所 【木次町】</b>
— 工務・用地(仁多郡を除く雲南圏域)
— 維持管理(仁多郡を除く雲南圏域)
— <b>仁多土木事業所 【仁多町】</b>

<b>出雲土木建築事務所 【出雲市】</b>
— 工務・用地
— 維持管理
— 建築

<b>川本土木建築事務所 【川本町】</b>
— 工務・用地(大田市・邇摩郡を除く県央圏域)
— 維持管理(大田市・邇摩郡を除く県央圏域)
— 建築
— <b>大田土木事業所 【大田市】</b>

<b>浜田土木建築事務所 【浜田市】</b>
— 工務・用地
— 維持管理
— 建築

<b>益田土木建築事務所 【益田市】</b>
— 工務・用地(鹿足郡を除く益田圏域)
— 維持管理(鹿足郡を除く益田圏域)
— 建築
— <b>津和野土木事業所 【津和野町】</b>

(3)実施時期 出張所の廃止、建築部門の統合 平成17年4月1日

5. 再編の実施時期(再掲)

	県民センター	健康福祉センター	農林振興センター	土木建築事務所
平成16年4月 (既定事項)				事業所化 (広瀬、仁多、大田、津和野)
平成17年4月 ・市町村合併の直接的な影響に対応 ・支所、出張所の統合・縮小		福祉事務所の再編 (7 隠岐、東部、西部3事務所)  保健所支所の統合 (能義、黒木、県央分)	地域農業普及部の統合 (仁多、掛合、津和野) 縮小(安来、大田)	建築部門の再編 (7 6)  出張所の統合 (頼原、匹見、六日市)
平成18年4月 ・新しい市町村枠組に対応した県民サービス提供体制  ・内部管理部門の簡素化	総務事務所を再編し、東・西2カ所に県民センターを設置、圏域単位に事務所を設置		事業量減少に対応した柔軟な見直し (農業・林業土木)	事業量減少に対応した柔軟な見直し
	圏域単位に、庶務業務の一部・出納業務を県民センターおよび地域事務所で集中処理 (合庁以外に所在する地方機関分含む)			
平成19年4月 ・市町村の運営定着、公共事業の縮小などの状況に対応			農林振興センターを東・西2カ所に再編、現場事務所として農林事業所を設置	
検討課題		町村へ福祉事務所設置の働きかけ  保健所業務のさらなる見直し	林業部門を流域単位に再編 公共事業量に応じさらなる統合	公共事業量に応じさらなる統合
			公共事業実施部門の統合	

【参考：公共事業実施部門統合のイメージ】

県土を総合的に整備することが効果的なもの

**県土整備事務所【隠岐・松江・木次・出雲・川本・浜田・益田】**

設計・施工等を統合する工種

道路関連 : 道路、農道、林道

環境関連 : 公共下水道、集落排水（間接補助）

治水関連 : 河川、ダム、砂防、急傾斜、地すべり

港湾関連 : 港湾、漁港、海岸

都市その他 : 公園、建築、災害復旧

事務所名称は仮称、配置場所は仮定

農林振興センターにおいてソフト整備と一体的に行うことが効果的と考えられるもの

圃場整備、灌漑排水、治山